

○ 指定管理者の指定	(市経・地域振興課)	(第667号)	65
達			
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第21号)	66
上 下 水 道 局 告 示			
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始		(第12号)	68
公 告			
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)		70

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市市税条例及び名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例（第46号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

(1) 個人の市民税

所得割の税率が引き上げられたことに伴い、規定の整備を行います。

（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）第15条及び名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号。以下「減税条例」といいます。）第 4条関係）

(2) 固定資産税及び都市計画税

条例で定めることとされている固定資産税及び都市計画税の特例の割合に関する規定の整備を行います。（市税条例第35条の 2及び附則第14条の 6関係）

2 施行期日

(1) 公布の日から施行します。（市税条例第35条の 2及び附則第14条の 6関係）

(2) 平成30年 1月 1日から施行します。（市税条例第15条及び減税条例第4条関係）

○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（第47号）

1 改正内容

(1) 住民 1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を変更します。（第 3条の 2関係）

(2) 公園施設の建築面積の基準を改定します。（第 3条の 5関係）

(3) 公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合を定めます。（第 3条の 6関係）

(4) 都市公園法に新たに追加された占用物件の占用料の額を定めます。（

別表第 2 関係)

(5) 久屋大通公園条例の制定に伴い、久屋大通公園の管理に関する規定を整理します。(第18条の 3、別表第 1及び別表第 3関係)

(6) その他規定の整理を行います。(第12条、第14条の 2、第21条及び第24条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、別表第 1の改正規定は平成31年 4月 1日から、第18条の 3及び別表第 3の改正規定は規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市久屋大通公園条例 (第48号)

1 制定の目的

久屋大通のにぎわいを創出し魅力を向上させるため、久屋大通公園の設置及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例 (昭和34年名古屋市条例第15号) の特例を定めます。(第 1条関係)

2 主な内容

(1) 公園施設の建築面積の基準の特例について定めます。(第 2条関係)

(2) 公園の利用料金、徴収の方法、利用料金の減免及び利用料金の不還付について定めます。(第 3条、第 4条及び別表第 1関係)

(3) 公園施設の管理を、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 244条の 2 第 3項に規定する指定管理者に行わせます。(第 5条及び別表第 2関係)

(4) 指定管理者の指定の手続を定めます。(第 6条関係)

(5) 指定管理者が行う管理の基準を定めます。(第 7条関係)

(6) 指定管理者が行う業務の範囲を定めます。(第 8条関係)

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行します。ただし、2(2)から(6) までは、規則で定める日から施行するものとします。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び北部園地・中央園地の指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができるものとします。

○ 名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会条例（第49号）

1 制定の趣旨

市長の附属機関として、名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置します。（第1条関係）

2 主な内容

審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。（第2条から第9条関係）

3 施行期日等

公布の日から施行します。

○ 緑のまちづくり条例の一部を改正する条例（第50号）

1 改正内容

(1) 市民緑地における行為の禁止、適用除外、利用の禁止または制限、措置命令について、市が設置するものに限定し、これらの規定について、市が管理する認定市民緑地について準用します。（第11条、第14条の2及び第47条関係）

(2) 認定事業者に対する支援について定めます。（第14条の3関係）

(3) 生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件について定めます。（第20条の2関係）

(4) 用途地域の建蔽率によらず緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模及び緑化率の規制について定める規定について削除します。（第23条及び第26条関係）

(5) その他規定の整備を行います。（目次、第24条、第38条、第39条及び第41条関係）

2 施行期日等

(1) 公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年4月1日から施行します。

- (2) この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第23条第 1項の規定により緑化率の規制の対象とならない建築物であって、新築又は増築に着手しているもの及び旧条例第26条第 4項の規定による認証を受けている建築物については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例（第51号）

1 改正内容

- (1) 道標、案内図板その他の公衆の利便に供することを目的とする屋外広告物等の表示又は設置に係る禁止地域等を変更します。（第 7条関係）
- (2) 公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる屋外広告物等について、規格の規定等の適用を除外します。（第 7条関係）
- (3) 屋外広告物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」といいます。）にこれらに関する補修その他必要な管理を義務付けます。（第13条関係）
- (4) 屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者又は所有者等にこれらの点検を義務付けます。（第13条の 2関係）
- (5) その他規定の整理を行います。（第 6条、第12条、第15条の 3、第25条及び別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第52号）

1 改正内容

次のとおり新たにコミュニティセンターを設置します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市柳コミュニティセンター	名古屋市中村区烏森町 3丁目23番地の 3

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第87号）

1 改正内容

住宅都市局リニア関連都心開発部主幹（栄）の分担事項を見直すことに
伴い、規定を整備します。（第 9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 区長委任規則の一部を改正する規則（第88号）

1 改正内容

介護保険法（平成 9年法律第 123号）に規定する認知症対応型共同生活
介護等における居住費の助成事業を開始することに伴い、規定を整備しま
す。（第 2項関係）

2 施行期日

平成29年11月 1日から施行します。

○ 緑のまちづくり条例の一部を改正する条例施行細則（第89号）

1 改正内容

- (1) 管理協定の認可について定めます。（第10条の 2から第10条の 4関係）
- (2) 市民緑地の設置要件、市民緑地設置申出書、市民緑地設置決定通知書
及び標識の設置について、市が設置するものに限定します。（第11条関
係）
- (3) 市が管理する認定市民緑地の管理要件について定めます。（第14条の
2関係）
- (4) 認定市民緑地に関する支援について定めます。（第14条の 3関係）
- (5) その他規定の整備を行います。（目次、第14条、第19条、第19条の 2、
第20条、第20条の 7、第20条の 8、第11号様式及び第12号様式の 2から

第12号様式の 4関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則（第90号）

1 改正内容

(1) 名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条、第 7条、第 9条の 2、第13条の 2、別記第 1号様式及び第 2号様式関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 6条、第 7条、第 7条の 3、第13条の 2の 2から第13条の 2の 4、第15条、別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 4月 1日又は同年 8月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程等の一部を改正する規程（第21号）

1 改正内容

介護保険法（平成 9年法律第 123号）に規定する認知症対応型共同生活介護等における居住費の助成事業を開始すること等に伴い、規定を整備します。

2 施行期日

平成29年11月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、発布の日から施行します。

名古屋市市税条例及び名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第46号

名古屋市市税条例及び名古屋市市民税減税条例の一部を改正する
条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第15条中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

第35条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の6中第15項を第17項とし、第14項の次に次の2項を加える。

15 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(名古屋市市民税減税条例の一部改正)

第2条 名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.7」を「100分の6に100分の95を乗じて得た率に100分の2を加えた率」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中名古屋市市税条例第15条の改正規定及び第2条の規定並びに次項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例第15条及び第2条の規定による改正後の名古屋市市民税減税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第47号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「あたり」を「当たり」に改め、同条中「10平方メートル」の次に「（本市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第3条の5中「第4条第1項ただし書」の次に「（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第1号中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の

2 第 1 項に規定する公募対象公園施設である建築物（前各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合 敷地面積の 100 分の10
第 2 章中第 3 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第 3 条の 6 政令第 8 条第 1 項の規定による条例で定める割合は、100 分の50
とする。

第12条第 1 項中「第 6 条第 1 項」の次に「若しくは第 3 項」を加え、「同条第 3 項」を「第 3 項」に改め、同条第 4 項中「前各項」を「前 3 項」に、「外」を「ほか」に改める。

第14条の 2 第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第18条の 3 第 1 項ただし書中「及び久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第 3 項第 4 号中「当該施設の区分に応じ、それぞれ当該」を「同表」に改め、同号の表久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）の項を削る。

第21条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「同条第 1 項各号」を「第 4 条第 1 項各号」に改める。

第24条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の11」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第 1 1 有料公園施設の表中

「	
白 川 公 園	駐 車 場
久 屋 大 通 公 園	駐 車 場
」	
「	
白 川 公 園	駐 車 場
」	

を

に改める。

別表第 2 中

「	
(4) 郵便差出箱及び信書便差出	1 基 1 年につき 1,100円
」	

箱	
(5) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	1メートル1年につき 外径が0.07メートル未満のもの 55円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 79円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 120円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 160円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 240円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 320円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 550円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 790円 外径が1メートル以上のもの 1,600円
(6) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1平方メートル1年につき 2,600円 ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に1.3を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これ	表示面積1平方メートル1日につき 2,000円

に類する行事を行う場合に設ける広告物	
(8) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円
(9) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき 720円
(10) その他	1 平方メートル 1 日につき 150円

」

を

「

(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1 メートル 1 年につき 外径が0.07メートル未満のもの 55円 外径が0.07メートル以上 0.1 メートル未満のもの 79円 外径が 0.1 メートル以上0.15メートル未満のもの 120円 外径が0.15メートル以上 0.2 メートル未満のもの 160円 外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの 240円 外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの 320円 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの 550円 外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの 790円 外径が 1 メートル以上のもの 1,600 円
(5) 地下駐車場その他これに類	1 平方メートル 1 年につき

する地下占用施設	2,600円
	ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき 1,100円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき 2,000円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき 占用する土地の適正な評価額に 0.018 を乗じて得た額
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき 7,200 円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき 720円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第 3 項第 1 号から第 5 号までに掲げるものに限る。）	1 年につき 広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額 公園施設である建築物内に設け

(13) その他	る場合 名古屋市財産条例第7条 第1項第3号に規定する額の最低 額に12を乗じて得た額 1平方メートル1日につき 150円
----------	--

」

に改める。

別表第3中

「

中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。） 久屋大通公園久屋大通庭園 久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	
--	--

」

を

「

中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	
-------------------------	--

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成31年4月1日から、第18条の3及び別表第3の改正規定は規則で定める日から施行する。

名古屋市久屋大通公園条例をここに公布する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第48号

名古屋市久屋大通公園条例

(目的)

第1条 この条例は、久屋大通のにぎわいを創出し魅力を向上させるため、久屋大通公園の設置及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「都市公園条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条 久屋大通公園に対する都市公園条例第3条の5の規定の適用については、同条第1号及び第5号中「100分の10」とあるのは、「100分の14」とする。

(利用料金)

第3条 北部園地・中央園地において、都市公園条例第4条第1項又は第3項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、都市公園条例第12条第1項の規定にかかわらず、第5条の規定により当該施設の管理を行わせる指定

管理者に当該許可を受けた行為に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第 1 に定める基準額に 0.7 を乗じて得た額から当該基準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者が自己の責に帰することができない事由によってその行為ができなくなった場合その他指定管理者が正当な理由があると認めた場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第 4 条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者）

第 5 条 別表第 2 に掲げる公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）（以下「別表第 2 施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者の指定の手續）

第 6 条 市長は、別表第 2 施設の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、北部園地・中央園地及び市長の定める公園施設にあつては、これらの施設の設置の状況等に鑑み、第 3 項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

- 2 別表第 2 施設の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。
 - (1) 市民の平等利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、別表第 2 施設の設置目的を最も効果的に達成する

とともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、当該施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる施設を一体的に管理することができること。

北部園地・中央園地	市長の定める公募対象公園施設（法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設をいう。）
市長の定める公園施設	ア 名古屋市バスターミナル条例（平成14年名古屋市条例第15号）第2条に基づき設置する名古屋市栄バスターミナル イ 公園施設以外の施設（市長の定めるものに限る。）

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第7条 指定管理者は、別表第2施設の供用月日及び供用時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。

3 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表第2施設を一般の利用に供すること。

(2) 都市公園条例第4条第1項又は第3項の許可に関すること（北部園地・中央園地の指定管理者に限る。）。

(3) 別表第 2 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(4) その他市長が定める業務
(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条から第 8 条まで、別表第 1、別表第 2 及び附則第 3 項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び同条例第 6 条の規定による北部園地・中央園地の指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(名古屋市バスターミナル条例の一部改正)

3 名古屋市バスターミナル条例（平成14年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第 4 号の表中「名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）に基づき設置する久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を「名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）に基づき設置する市長の定める公園施設」に改める。

別表第 1 利用料金

区分	利用料金の基準額	
1 業として写真撮影を行う場合	1 人 1 日につき	1,300円
2 業として映画撮影を行う場合	1 件 1 日につき	15,000円
3 興行を行う場合	1 件 1 日につき	325,000円
4 競技会、展示会、博覧会その他 これに類する行事を行う場合		
(1) 営利を目的とする場合	1 平方メートル 1 日につき	65円
(2) その他の場合	1 平方メートル 1 日につき	8円

備考 利用料金の基準額が平方メートルを単位として定められている場合において、利用料金の算出の基礎となる面積が 1 平方メートルに満たないとき又は端数が生じたときは、1 平方メートルとする。

別表第 2 指定管理者に管理を行わせる公園施設

久屋大通庭園
北部園地・中央園地
市長の定める公園施設

名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会条例をここに公布する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第49号

名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会 条例

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき行う本市が設置する名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地の整備事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、住宅都市局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

68	市街地再開発審査会		
	会長	日額 13,500円	8 級
	委員	日額 12,600円	8 級

」

を

「

68	市街地再開発審査会		
	会長	日額 13,500円	8 級
	委員	日額 12,600円	8 級
68の2	久屋大通公園北部園地 ・中央園地整備事業者 選定審議会		
	会長	日額 13,500円	8 級
	委員及び臨時委員	日額 12,600円	8 級

」

に改める。

緑のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第50号

緑のまちづくり条例の一部を改正する条例

緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「市民緑地の設置（第10条―第14条）」を「市民緑地（第10条―第14条の3）」に、「・第20条」を「―第20条の2」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

第4章第2節の節名を次のように改める。

第2節 市民緑地

第11条各号列記以外の部分中「市民緑地」の次に「（市が設置するものに限る。以下同じ。）」を加え、同条第3号中「たい積」を「堆積」に改める。

第4章第2節中第14条の次に次の2条を加える。

（準用）

第14条の2 第11条から前条までの規定は、法第67条の規定により市が管理する認定市民緑地について準用する。

(認定市民緑地に関する支援)

第14条の3 市長は、規則で定めるところにより、法第62条第1項に規定する認定事業者に対し、必要な支援を行うことができる。

第4章第4節中第20条の次に次の1条を加える。

(生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件)

第20条の2 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第2項に規定する区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

第23条第1項第1号を次のように改める。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項の規定による建築物の建蔽率(同項に規定する建蔽率をいう。)の最高限度(以下「建蔽率の最高限度」という。)が10分の6以下の区域内にあっては、300平方メートル。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4項の規定により建蔽率の最高限度が10分の6を超える建築物の敷地の区域にあっては、500平方メートル

第23条第1項第2号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第24条第2項中「第35条第2項、第6項、第7項又は第9項」を「第35条第4項」に、「これら」を「同項」に改める。

第26条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第2項」を削り、同項を同条第4項とする。

第6章第2節の節名を次のように改める。

第2節 緑地保全・緑化推進法人

第38条中「第68条第1項」を「第69条第1項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第70条」を「第71条」に、「第69条第2号」を「第70条第2号」に改める。

第39条中「財団法人名古屋市みどりの協会」を「公益財団法人名古屋市みどりの協会」に改める。

第41条第2項第4号中「前各号の」を「前3号に掲げる」に改める。

第47条第1号中「第11条各号」の次に「（第14条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2号中「第14条」の次に「（第14条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項第1号、第24条第2項及び第26条の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項の規定により緑化率の規制の対象とならない建築物であって、新築又は増築に着手しているもの及び旧条例第26条第4項の規定による認証を受けている建築物については、なお従前の例による。

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第51号

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「次の各号」を「次」に、「たれ幕」を「広告幕」に改める。

第7条第5項中「及び第5号」を「、第5号、第7号及び第9号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人その他規則で定めるものが表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるものについては、第3条、第3条の2、第6条及び第8条の2の規定は適用しない。ただし、特に規則でその基準を定めた場合は、これに適合しないものはこの限りでない。

第12条第1項ただし書中「たれ幕」を「広告幕」に改める。

第13条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の次に「又はこれ

らの所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）」を加える。

第13条の2を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

（点検義務）

第13条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物の所有者等は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をしなければならない。

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（第25条第1項第1号において「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、前項の広告物又は掲出物件のうち規則で定めるものの本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第15条の3第2項中「所有者等」を「所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第15条の6において「所有者等」という。）」に改める。

第25条第1項第1号を次のように改める。

(1) 屋外広告士

別表広告幕（網）の項中「（網）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第2項及び第25条第1項第1号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第52号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

名古屋市牧野コミュニティセンター	名古屋市中村区太閤三丁目 7 番57号
------------------	---------------------

」

を

「

名古屋市牧野コミュニティセンター	名古屋市中村区太閤三丁目 7 番57号
名古屋市柳コミュニティセンター	名古屋市中村区烏森町 3 丁目23番地の3

」

に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第87号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表住宅都市局リニア関連都心開発部栄の項を次のように改める。

栄	1 栄地区における開発の事業推進に関すること。 2 久屋大通公園北部園地・中央園地における局長の指定する整備等に関すること。	1
---	---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第88号

区長委任規則の一部を改正する規則

区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2項第27号中「及び第1号事業に要した費用」を「、第1号事業に要した費用並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費」に改める。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第89号

緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則

緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第 2 節 市民緑地の設置（第11条－第14条） 第 3 節 保存樹木等の指定（第15条－第17条）」	「第 2 節 管理 を 第 3 節 市民 第 4 節 保存
-----	---	-------------------------------------

協定の認可（第10条の 2 －第10条の 4）

緑地（第11条－第14条の 3） に改める。

樹木等の指定（第15条－第17条） 」

第 2 章中第 3 節を第 4 節とする。

第 2 章第 2 節の節名を次のように改める。

第 2 節 市民緑地

第11条中「規定による市民緑地」の次に「（市が設置するものに限る。以下

この節において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第14条中「第55条第7項」を「第55条第9項」に改め、第2章第2節中同条の次に次の2条を加える。

（認定市民緑地の管理要件）

第14条の2 第11条（第3号を除く。）の規定は、法第67条の規定による認定市民緑地の管理（市が行うものに限る。）について準用する。この場合において、第11条第1号中「借り受けた」とあるのは「契約」と、同条第4号中「所有権」とあるのは「所有権その他の使用の権原」と、同号ただし書及び同条第5号中「市民緑地の設置又は管理」とあるのは「認定市民緑地の管理」と読み替えるものとする。

（認定市民緑地に関する支援）

第14条の3 条例第14条の3に規定する必要な支援は、法第61条第1項の認定を受けた市民緑地設置管理計画に係る市民緑地の設置及び管理についての指導及び助言とする。

第2章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 管理協定の認可

（管理協定認可申請書）

第10条の2 法第24条第5項（法第28条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、管理協定（変更）認可申請書（第8号様式の2）及び管理協定の案を市長に提出しなければならない。

（管理協定認可通知書）

第10条の3 前条の認可は、管理協定（変更）認可通知書（第8号様式の3）を申請者に交付することによって行うものとする。

（標識の設置）

第10条の4 法第27条（法第28条において準用する場合を含む。）の規定による明示は、公衆の見やすい場所に次に掲げる事項を記載した標識を設置することによって行うものとする。

- (1) 管理協定の名称
- (2) 管理協定区域
- (3) その他市長が必要と認める事項

第19条中「第35条第3項各号」を「第35条第2項各号」に改める。

第19条の2を削る。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第20条の7中「第26条第5項」を「第26条第4項」に改める。

第20条の8中「又は第2項」を削り、同条の表第18条の項中「第26条第4項」を「第26条第3項」に改め、同表第19条第1項の項及び第19条第2項の項中「第35条第3項各号」を「第35条第2項各号」に、「第26条第3項」を「第26条第2項」に改める。

第8号様式の次に次の2様式を加える。

第 8 号様式の 2（第10条の 2 関係）

管理協定（変更）認可申請書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 法 人 名
（代表者）住 所
氏 名
電話番号

㊟

都市緑地法第24条第 5 項（同法第28条において準用する場合を含む。）の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

管 理 協 定 の 名 称	
管 理 協 定 区 域	
管理協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
主 な 協 定 内 容 (変更の場合はその内容)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 8 号様式の 3（第10条の 3 関係）

管理協定（変更）認可通知書

年 月 日

様

名古屋市長

印

年 月 日付けで申請のありました管理協定の認可については、都市緑地法第26条（同法第28条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり認可しましたので通知します。

管 理 協 定 の 名 称	
管 理 協 定 区 域	
管理協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第11号様式及び第12号様式の2中「第26条第4項」を「第26条第3項」に改める。

第12号様式の3中「(あて先)」を「(宛先)」に、「第35条第3項」を「第35条第2項」に、「第26条第3項」を「第26条第2項」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に、「がけ地」を「崖地」に改める。

第12号様式の4中「第35条第3項」を「第35条第2項」に、「第26条第3項」を「第26条第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定、第19条の2を削る改正規定、第20条、第20条の7、第20条の8、第11号様式及び第12号様式の2から第12号様式の4までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の緑のまちづくり条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第90号

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前項の申請書には、条例第13条の2第1項又は第2項に規定する点検の結果の報告書及びこれに関する写真を添付しなければならない。

第6条第1号中「及び」を「又は」に、「本条」を「この条」に改める。

第7条第2項中「住所」の次に「（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。第7条の3第4号において同じ。）」を加え、同条第4項第2号ア中「2平方メートル」を「3平方メートル」に改め、同号に次のように加える。

オ 氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）、事業又は営業の内容その他これらに類するもの（以下この項において「氏名等」という。）を併せて表示する場合は、当該氏名等を表示

する者が当該広告物の表示若しくは当該掲出物件の設置又はこれらの管理に係る費用を負担すること。

カ オに規定する場合において、当該費用を負担する者 1 者当たりの氏名等の表示面積は当該広告物の表示面積の10分の 1 以下とし、かつ、氏名等の表示面積の合計は当該広告物の表示面積の 3 分の 1 以下とすること。

第 7 条に次の 1 項を加える。

5 条例第 7 条第 6 項ただし書に規定する適用除外の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する団体が広告料を受ける場合は、その広告料を公益上必要な施設若しくは物件の設置若しくは管理に要する費用又は地域における公共的な取組に要する費用に充てること。
- (2) 引き続き 3 月を超えて同一の意匠を表示しないこと。ただし、条例第 7 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げるもの又は市長が公益上必要と認めるものは、この限りでない。
- (3) 良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与すると市長が特に認めたものであること。
- (4) 当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置について関係機関との調整がされたものであること。

第 7 条の 3 第 4 号ただし書中「住所」を「主たる事務所の所在地」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(公共空間等における広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる団体)

第 9 条の 2 条例第 7 条第 6 項本文の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 道路法（昭和27年法律第 180 号）第48条の20第 1 項の規定により指定された道路協力団体その他法令等により公共空間において占用の特例が適用される広告物を表示し、又は掲出物件を設置する団体
- (3) にぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる施設又は物件の設置及び管理に係る契約を国又は地方公共団体と締結し、当該契約

に基づき広告物を表示し、又は掲出物件を設置する団体

- (4) 国又は地方公共団体が公益上必要と認める広告物を表示し、又は掲出物件を設置する団体

第13条の2の3を第13条の2の4とし、第13条の2の2を第13条の2の3とし、第13条の2を第13条の2の2とし、第13条の次に次の1条を加える。

(点検の頻度等)

第13条の2 条例第13条の2第1項に規定する点検は、1年に1回、市長が別に定める点検項目について行うものとする。

- 2 条例第13条の2第2項に規定する点検は、3年に1回、同条第1項に規定する点検に代えて、市長が別に定める点検項目について行うものとする。

- 3 前2項の点検は、表示又は設置の期間が1年を超える広告物又は掲出物件について行うものとする。

- 4 条例第13条の2第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者

- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者

- (3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士（第15条第3項第2号において「電気工事士」という。）の資格を有する者

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者（第15条第3項第3号において「電気主任技術者」という。）

- (5) 前各号に掲げる者のほか、第2項の点検を実施するために必要な知識を有すると市長が認めた者

- 5 条例第13条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、広告塔、広告板、建築物若しくは工作物の壁面を利用するもの（映像（レーザー光線による場合を含む。）又は塗料により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物を除く。）又は建築物若しくは工作物の側面に突出する形式のもの

で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高さが4メートルを超えるもの

(2) 一つの広告物（広告塔及び広告板については1基）の表示面積が10平方メートルを超えるもの

第15条第3項第1号中「（昭和25年法律第202号）」を削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 電気工事士の資格を有する者

(3) 電気主任技術者

別表第1 広告物等規格表第3項中「（昭和27年法律第180号）」を削る。

別表第2 手数料表広告幕（網）の項中「（網）」を削る。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式

屋外広告物許可申請書(新規・変更)

(宛先)名古屋市長		年 月 日	
		申請者 住所 (表示・設置者)氏 名 (印) (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 電 話 ()	
名古屋市屋外広告物条例		第4条第1項 第5条第1項 の規定により、次のとおり申請します。	
1 表示又は設置の場所	区		
2 種 類		3 数 量	
4 表 示 面 積	面 積	規 模	
	内訳 平方メートル		
	計	平方メートル	
5 主 な 表 示 内 容		6 表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
7 管 理 者	住 所 氏 名 (印) 電 話 ()		
8 前 許 可 日	年 月 日	9 前 許 可 番 号	第 号
10 土地、建物等の所有者	住 所 氏 名 (印)		
11 広告物又は掲出物件の所有者	住 所 氏 名 (印)		
12 広告物又は掲出物件の占有者	住 所 氏 名 (印)		
13 工 事 施 工 者	住 所 氏 名 電 話 ()	登録番号	
14 工事着手予定日	年 月 日	15 工事完了予定日	年 月 日
16 景観計画における区分	☐ 大規模広告物 ☐ 都市景観形成地区(地区)		
17 他の法令、条例又は規則による出願、届出又は許可の日			
18 国、地方公共団体等の公益認定の申請	☐ 有 名古屋市屋外広告物条例第7条第4項第1号の規定による公益上必要な広告物としての認定を同条例施行細則第9条の規定により申請します。 (表示又は設置の目的：) ☐ 無		
			※名古屋市受付
			※手数料金額

(注) 1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本業規格A4とする。

第2号様式

屋外広告物継続許可申請書

年 月 日			
(宛先)名古屋市長			
申請者 住 所 (表示・設置者)氏 名 (印) (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 電 話 ()			
名古屋市屋外広告物条例第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。			
1 表示又は設置の場所	区		
2 種 類		3 数 量	
4 表 示 面 積	面 積	規 模	
	内訳 平方メートル		
	計 平方メートル		
5 主 な 表 示 内 容		6 表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
7 管 理 者	住 所 氏 名 (印) 電 話 ()		
8 前 許 可 日	年 月 日	9 前 許 可 番 号	第 号
10 土地、建物等の所有者	住 所 氏 名 (印)		
11 広告物又は掲出物件の所有者	住 所 氏 名 (印)		
12 広告物又は掲出物件の占有者	住 所 氏 名 (印)		
		※名古屋市受付	
		※手数料金額	

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定（第13条の2第1項及び第3項に係る部分を除く。）及び第15条第3項の改正規定は平成30年4月1日から、第3条に1項を加える改正規定及び次項の規定は同年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市屋外広告物条例施行細則（以下「新規則」という。）第3条第4項の規定は、許可期間が平成30年10月1日以後に開始する許可について適用し、同日前に許可期間が開始する許可については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市屋外広告物条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 660号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年10月16日から同月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 661号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

久屋大通公園	中区丸の内三丁目、 錦三丁目、栄三丁目、 大須四丁目、東区東 桜一丁目	図面中22の 3の 区域	昭和45年 1月14日
--------	--	-----------------	-------------

」

を

「

久屋大通公園	中区丸の内三丁目、 錦三丁目、栄三丁目、 大須四丁目、東区東 桜一丁目	図面中22の 4の 区域	昭和45年 1月14日
--------	--	-----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成29年10月16日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 662号

兼用工作物管理協定（市道久屋大通・久屋大通公園）について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の10第 1項及び第12条の 6の規定に基づき、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において兼用工作物管理の協議が成立したので、道路法第20条第 6項及び都市公園法第 5条の10第 2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 協定の名称

兼用工作物管理協定（市道久屋大通・久屋大通公園）

2 協定の内容

市道久屋大通と久屋大通公園とが相互に効用を兼ねる施設の管理の方法及び費用負担について

3 協定の効力発生日

平成29年10月16日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 663号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

平成29年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

使用料を納付しなければならない期間

平成29年11月 3日から同月 5日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第664号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成29年10月19日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年10月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	茶屋ヶ坂牛巻線	名古屋市熱田区神宮三丁目 501番地先から	前	0.055	15.00	第 1 図 附 図
			名古屋市熱田区三本松町 104番の2地先まで	後	0.055	6.00	

2 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	西狭間線	名古屋市昭和区狭間町4番 の3地先から	前	0.008	9.09	第 2 図 附 図 隅切の拡幅
			名古屋市昭和区狭間町4番 の3地先まで	後	0.008	9.09	

	A	小幡第26号線	名古屋市守山区小幡四丁目 1217番の3地先から	前	0.017	2.90	第 3 附 図
			名古屋市守山区小幡四丁目 1218番の3地先まで	後	0.017	4.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図



凡 例

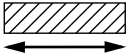


区域変更により廃道する部分

第 2 附図



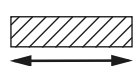
凡 例

-  区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第3 附図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成29年10月20日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2 の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないものがないこと。

(8) 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成 29 年 10 月 27 日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課及び各方面事務所

平成 29 年 10 月 27 日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成 29 年 10 月 27 日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00 分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成29年11月 6日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来られた方については、申込み順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口（栄地下街）

(3) 日時

ア 公募初日

平成29年11月 6日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

平成29年11月 7日（火）午前10時00分から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 77戸

第 2 市営住宅・多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 5戸

第 3 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (8)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの

(5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその障害種別が 4又は 5のもの

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者

(9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの

(10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

- (平成13年法律第63号) 第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) 第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
- イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6年法律第30号) 第14条第 1項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第 127号) 附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第 106号) 附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。) を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 11戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 666 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成29年10月11日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成29年10月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 平成29年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成29年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度名古屋市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,172,156,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 繰 越 金		180	33,458	33,638
	1 繰 越 金	180	33,458	33,638
歳 入 合 計		1,172,122,899	33,458	1,172,156,357

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		44,189,732	33,458	44,223,190
	3 選 挙 費	1,291,412	33,458	1,324,870
歳 出 合 計		1,172,122,899	33,458	1,172,156,357

名古屋市告示第 667 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年10月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市苗代コミュニティセンター	名古屋市守山区小幡常燈 4 番18号 苗代学区連絡協議会 会長 茂 木 武 彦

2 指定の期間 施設の供用開始日から平成40年 3 月31日まで

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

健康福祉局
住宅都市局
区役所
区役所支所

課の係及び分掌事務規程等の一部を次のように改正する。

平成29年10月16日

名古屋市長 河村 たかし

(課の係及び分掌事務規程の一部改正)

第1条 課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

第1条健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係の項第2号及び同課主査（給付の適正化に係る企画調整）の項第2号中「及び第1号事業支給費」を「、第1号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費」に改め、同条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課事業推進係の項第1号中「及び整備」を削り、同係の項に次の1号を加える。

(3) 久屋大通公園北部園地・中央園地における局長の指定する整備等に関するすること。

第1条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課主査（栄公共空間）(3)の項に次の1号を加える。

(2) 久屋大通公園北部園地・中央園地における局長の指定する整備等に関するすること。

(区役所処務規程の一部改正)

第2条 区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改

正する。

第2条第1項区民福祉部福祉課の項第5号中「及び第1号事業支給費」を「、第1号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費」に改める。

（区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正）

第3条 区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項区民福祉部福祉課福祉係の項第5号中「及び第1号事業支給費」を「、第1号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費」に改める。

（名古屋市区役所支所処務規程の一部改正）

第4条 名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項区民福祉課福祉係の項第21号中「の負担限度額」の次に「並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成」を加え、「負担限度額認定証」を「認定証」に改める。

（区長以下代決規程の一部改正）

第5条 区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3福祉課長の項第45号及び同表区民福祉課長の項第72号中「の負担限度額」の次に「並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成」を加え、「負担限度額認定証」を「認定証」に改める。

附 則

この達は、平成29年11月1日から施行する。ただし、第1条中第1条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課事業推進係の項の改正規定及び同課主査（栄公共空間）(3)の項に1号を加える改正規定は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成29年10月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月16日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成29年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

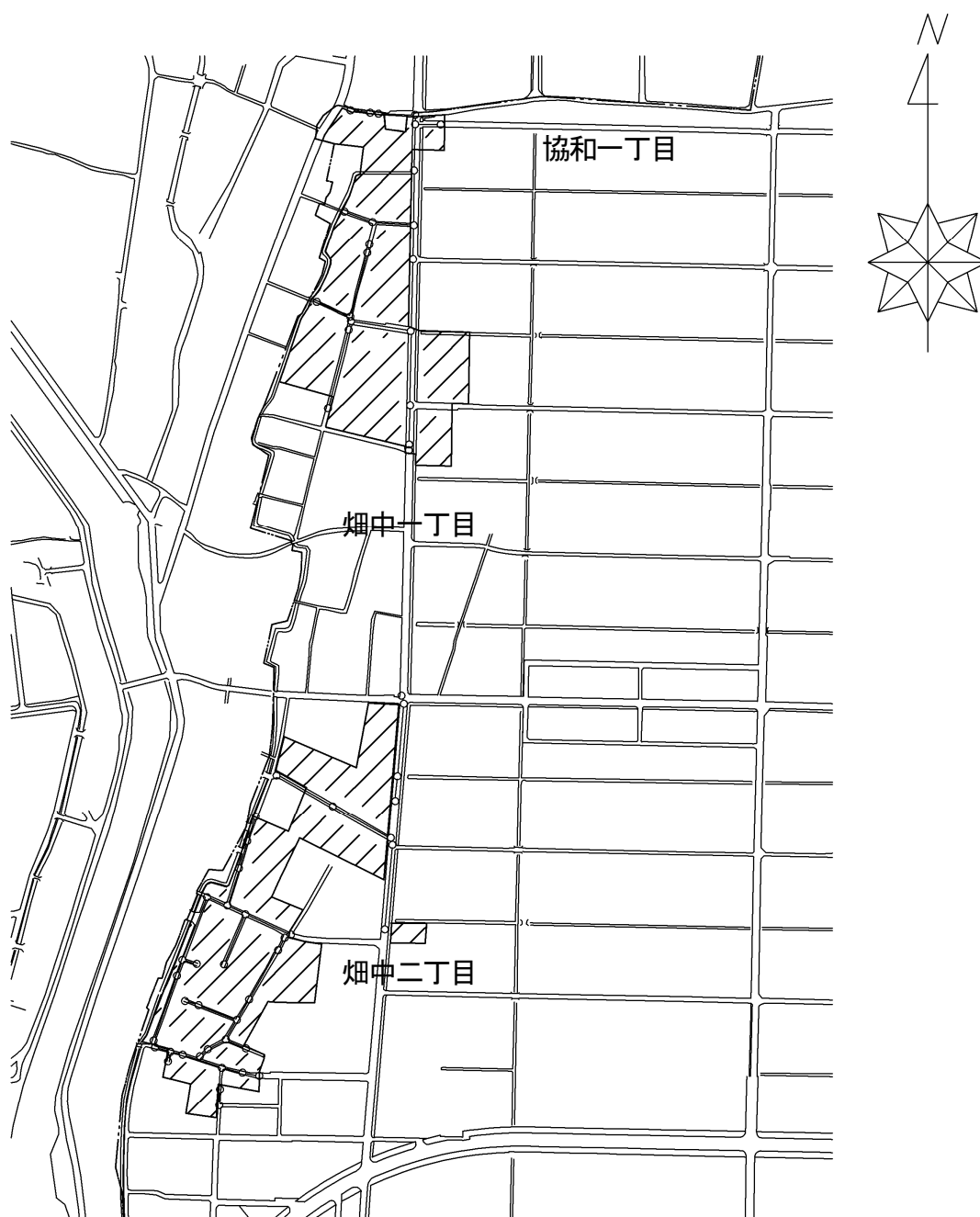
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
港 区	協 和 一 丁 目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
	畑 中 一 丁 目		〃	〃
	畑 中 二 丁 目		〃	〃

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	港区

排水施設の位置図

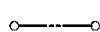
港区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



市界

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年10月17日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成29年10月20日（金） 午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第21号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第22号議案 農地法第 3条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第23号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第24号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第25号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第26号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第27号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

第28号議案 農用地利用配分計画案（案）に関する意見聴取について

第29号議案 今後の意見書の提出について

名古屋市農業委員会事務局農政課